

大河ドラマ「光る君へ」放送に伴う誘客周遊の目玉となる事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

大河ドラマ「光る君へ」放送に伴う誘客周遊の目玉となる事業

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託料

(1) 委託料上限

30,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

(2) 支払方法

業務完了後、一括で支払う。

4 業務目的

紫式部が主人公の令和6年大河ドラマ「光る君へ」の放送を契機として、紫式部や平安時代ゆかりの観光資源を活かした観光誘客事業と連携した誘客周遊の目玉となる事業を実施することにより、大津市への効果的な誘客と市内周遊を促進することを目的とする。

5 業務実施方針

大津市には、紫式部をはじめ、多くの女流文学者が訪れ、和歌や物語などの多数の作品に描かれたまちであり、風光明媚な景観や、平安時代から残る歴史・文化など多数の観光資源を有している。

また、本協議会では、紫式部にゆかりの深い石山寺エリアや三井寺・歴史博物館エリアを2拠点エリアとして、大河ドラマ関連展示や平安文化に関連した企画展示（別添資料参照）を実施する予定であり、大河ドラマの放送をきっかけに、大津市への関心も高まり、展示拠点への集客が一定期待できる。

本事業では、それらにとらわれない多様な観光資源等の魅力を活かし、新たなファンの創出につながる誘客及び周遊の目玉となる企画を実施することにより、大津市の魅力を伝え、間接的に紫式部や平安時代にゆかりの深い地であることを来訪者に訴求するとともに、滞在時間の増加と大津市への再来訪につながる事業を目指す。

6 業務内容

(1) 本事業実施エリアにおける誘客及び周遊を促進する観光コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）等の企画・造成

- ①本事業では、大津市外からの誘客を中心として、少なくとも延べ1万人以上の集客が見込める企画を実施すること。
- ②20～30代をメインターゲット層とし、集客が見込める内容であること。
- ③令和6年春頃から令和7年3月の間に実施すること。大津市の観光入込客数等の動向も踏まえ、効

果的に誘客及び周遊につながる企画を検討すること。

- ④紫式部や平安時代の文化をはじめとする、本市の有する歴史・文化や自然環境、食、産業等の本市の観光資源を活かした内容で、メディアに取り上げられるなど話題性が期待できる企画であること。本市の新たなファンの創出及び本市への再来訪につながることを期待できる、本事業ならではの特別感を演出した企画を提案すること。
- ⑤石山寺エリア及び三井寺・歴史博物館エリアの2拠点を起点とした周辺エリアを本事業の主な実施エリアとし、大津市内の周遊や滞在を促進することが期待できる企画であること。また、市内のみならず、近隣市町との連携も含めた広域周遊にもつながることが期待できる内容も検討すること。
- ⑥来訪者が SNS 等で発信することを想定したコンテンツとし、来訪者の発信や拡散により話題性を生み出すことが期待できる内容であること。
- ⑦コンテンツの造成に伴い、オブジェや装置等の造作物を設置する場合は、委託者と協議の上、施工計画を立て、進めること。また、事業終了後は、設置場所の原状回復をすること。

(2) コンテンツ等の運用・保守

- ①事業の実施期間中において、受託者は、事業の運用状況を常に把握できる体制を整備し、安定的な稼働に努めること。
- ②コンテンツ等について、運営等が必要な場合は、運営に係る費用も本事業費に含めること。なお、運営に関する体制、マニュアル等については、委託者と協議の上、決定すること。
- ③事業実施エリア周辺の清掃や環境整備について、適切に実施すること。
- ④事業実施に伴い必要となる電気、排水、水道等の設備については、受託者にて手配することとし、その費用は受託者の負担とする。
- ⑤事業開始後に、コンテンツの追加や修正等の対応が必要となった場合は、委託者と協議の上、対応にあたること。
- ⑥Web やスマートフォン用アプリ等を使用する場合にあっては、受託者にてシステム環境等を整備すること。また、ソフトウェアのアップデート等に伴うアプリ更新等の対応をとること。
- ⑦自然災害やシステム障害等によりやむを得ず事業を停止する場合は、停止理由及び停止期間等を速やかに委託者に報告するとともに、改善等の対応にあたること。

(3) コンテンツ等の広報

- ①本事業への誘客を図り、少なくとも延べ1万人以上の集客が見込めるよう、効果的な広報計画を作成し、実施すること。
- ②広報の方法は、チラシ等広報ツールの制作、Web ページ等の制作、広告の掲出、紙媒体（雑誌やフリーペーパー等）の制作等、幅広く検討し、効果的に実施すること。また、企画内容に応じて、事前告知や SNS やメディア等を活用した情報発信につながるような広報を実施すること。
- ③広報物に関する納品形式、納品数、納品方法等については、委託者と協議の上、決定すること。

(4) 参加者情報の把握及び分析

コンテンツへの参加人数、属性等の情報について把握できる体制をとり、得られた情報を収集・分析し、定期的に委託者へ報告すること。分析の結果、改善が必要な事項等がある場合は、委託者と協議の上、対応にあたること。

(5) 仕様外の追加提案について

本仕様書で定めた業務内容以外での提案事項がある場合は、企画提案書に追加の提案を入れ込むことも可能とする。ただし、その場合の費用については、本業務の見積には含めず、別途見積を提示すること。

なお、追加提案については本業務外の提案として取り扱うため、採択を受けた場合であっても、追加提案部分の実施が決定するものではなく、実施可否の段階から委託者で検討をすることとなることについて留意すること。

7 特記事項

- (1) 実施する企画は、委託者と協議・調整の上、決定すること。また、必要に応じて、関係する団体等への連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業とは別に、協議会にてスタンプラリーや謎解き周遊企画を実施予定であるため、その内容と同様の提案は避けること。
- (3) 参加者が参加費等を負担する有料型のコンテンツを導入することも、提案できるものとする。その場合における委託者への事業収入納入額などについては、委託者と協議の上、決定すること。なお、事業収入分の範囲内において、追加提案をすることも可能とする。

8 報告書の提出

全ての業務完了後、業務報告書（書面2部及び電子データ）及び成果物を提出すること。

9 その他

- (1) 本業務の内容に疑義が生じた場合は、受託者は委託者と協議の上、その指示に従うこと。委託者において必要と認められるときは、業務の変更又は中止を指示することがある。
- (2) 受託者は、本業務実施において生じる全ての成果物、資料、取得された情報等を、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の成果物に関する著作権については、委託者に帰属されるものとする。ただし、受託者側が従前より保有するものの著作権については、受託者側に留保されるものとし、その場合であっても、本事業の実施にあたっては、委託者が無償で使用することを認めるものとする。
- (4) 本業務の遂行に伴い、関係法令上必要となる諸官庁等への申請・届出等は、全て受託者の責任において行うものとする。
- (5) 本業務において、受託者の故意または過失により生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受託者の責任により解決するものとする。
- (6) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者に承諾を得た場合は、この限りではない。
- (7) 業務遂行にあたっての作業方法及び進捗状況について、適宜連絡すること。
- (8) 本仕様書に定められていない事項については、双方で協議の上決定すること。
- (9) 契約の履行にあたり、個人情報取扱特記事項を遵守すること。